

平成 2 5 年（2013 年）3 月 6 日

姫路市長 石見 利勝 様

姫路市個人情報保護審議会
会 長 菅 尾 英 文

目的外利用に関する意見について（答申）

平成 2 5 年 1 月 1 7 日付諮問書により諮問のあった標記のことについては、
適当と認めることはできません。

なお、理由等は下記のとおりです。

記

理由等

姫路市が管理している市営住宅、コミュニティ住宅等、特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅等」という。）については、住宅の種別により入居資格要件等は異なりますが、入居資格を満たしていれば、市職員であったとしても、市営住宅等に居住することは全く問題がありません。

また、低額所得者を主として対象としている公営住宅法に規定する公営住宅にあっては、引き続き 5 年以上居住し、明渡しの対象となる収入基準を最近 2 年続けて超過する入居者（以下「高額所得者」という。）に対して明渡し請求等を行うこととなっています。市は毎年度、公営住宅の入居者の収入調査を行い、高額所得者を把握しています。これらは法令の規定に基づいて対応すべきものであって、入居者の勤務先によって異なる取扱いをすることは認められていません。

氏名や住所はプライバシーに関わる重要な個人情報ですので、職務に関係がないにも関わらず、人事課が公営住宅課に提供し、公営住宅課が目的外利用することについては公益上の必要があるとは認められません。よって、目的外利用する相当の理由はなく、適当とは認められません。